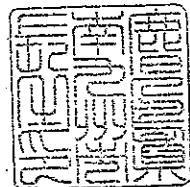




南九州市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和4年4月8日

南九州市長 塗 木 弘 幸



1 業務の目的

新庁舎の建設に際し、南九州市新庁舎オフィス環境整備支援業務を委託することにより、来庁者及び職員等にとって、快適で機能的なオフィス環境を整備し、より一層の市民サービスの向上と事務の効率化につなげることを目的とする。なお、業務の実施にあたっては、新庁舎建設基本設計・実施設計に有効に反映させるとともに、現庁舎の文書や備品等の現状把握、住民の利便性に配慮した窓口レイアウト、効率性と可変性を備えた各課レイアウト及び諸室配置の最適化を目標に各個別要件について実施するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 南九州市新庁舎オフィス環境整備支援業務

(2) 業務内容

別紙「南九州市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで

(4) 契約限度額 9,258,700円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。また、当該要件等を確認するため、必要に応じて市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく、再生手続開始の申し立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法に基づく

再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。

- (3) 南九州市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (4) 鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (5) 地方自治体において、平成24年度以降に延床面積5,000平方メートル以上の本庁舎の新築に係るオフィス環境整備業務（レイアウト計画、什器整備計画、移転計画等の実績を有していること（元請業務に限る。）。）。
- (6) 統括責任者を除き、管理技術者等を協力者（協力企業）として加えることができること。なお、統括責任者は、業務全体の統括、進捗管理等を行うものとし、管理技術者等は新庁舎のオフィス環境整備に関する技術管理等を行うものとする。

4 事務局

南九州市役所 新庁舎建設推進課 新庁舎建設推進係 担当：池田、尾辻
〒897-039 鹿児島県南九州市知覧町郡6204

TEL：0993-83-2511（代表）FAX：0993-83-4469

E-mail：chousya@city.minamikyushu.lg.jp

5 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告	令和4年4月8日
参加表明書の提出期間	令和4年4月8日～4月25日
質問受付期間	令和4年4月8日～4月15日
質問回答期日	令和4年4月20日
企画提案提出要請（参加資格審査通知）の通知	令和4年4月28日
企画提案書等の提出期限	令和4年5月17日
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年5月30日
選定結果の通知	令和4年6月1日
契約	令和4年6月中旬頃

※その他詳細は、「南九州市新庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。